

第 1 章
構想の概要



第1章 構想の概要

1 構想策定の背景と目的

都市公園をはじめとする緑とオープンスペース*は、「良好な都市環境の提供」、「都市の安全性の向上」、「住民の活動の場、憩いの場の形成」、「豊かな地域づくり・地域の活性化」の4つの役割があるとされており、私たちの生活に必要な不可欠な空間となっています。

北区では、日本で最初の都市公園である飛鳥山公園など、地形や歴史を活かした公園から、区画整理や開発などのまちづくりにあわせた小さな児童遊園まで、数多くの公園・児童遊園の整備を進めてきました。

これらの公園は、子育てや運動・健康増進、地域コミュニティの形成など、様々な場面で私たちの日常を支えてきました。

一方、北区では、設置から30年以上経過している公園が数多く存在しています。近年における人口構成や社会経済情勢の変化に伴うライフスタイル*の多様化や、東日本大震災の発生や新型コロナウイルスの感染拡大による価値観や意識の変化は、区民が考える“公園のあり方”にも変化をもたらしています。

こうした多様化する公園の利用ニーズに対応していくためには、公園を使いやすく快適なものにしていくだけでなく、一つ一つの公園が個性を発揮し、区民が「楽しい」「訪れたい」と感じるような“魅力ある公園づくり”を推進していく必要があります。

そこで、北区における公園・児童遊園のあるべき姿を定め、“魅力ある公園づくり”の視点から「整備」「管理」「運営」を踏まえた施策を展開し、生活にやすらぎと潤いを与え、人々が集まり笑顔があふれる公園づくりを推進していくことを目的として、本構想を策定しました。

<本構想における「整備」「管理」「運営」>

公園が長く人々に利用されるためには、「整備」するだけでなく、長期的に適切な「管理」や「運営」がなされる必要があります。

一方で、適切な「管理」や「運営」を行っていくためには、将来的な利用を見据えた「整備」を行う必要があるとともに、各段階におけるコスト縮減を図り、維持可能な公園施設として維持していかなければなりません。

本構想では、“魅力ある公園づくり”の視点から、「整備」「管理」「運営」すべてを踏まえた公園づくりを推進していきます。

整備

公園の新規整備、再生整備といったハード的な取組み。

管理

単体の公園施設における維持補修や点検、更新、撤去など、ハード的な取組み。

運営

イベント実施や情報発信、住民参加や公園の利用ルール・マナーに関することなど、ソフト的な取組み。

2 公園をとりまく社会の変化

(1) 国の動向

国では、昭和31年（1956年）の『都市公園法』の制定によって公園緑地の法的定義が明確化されて以来、公園に関する様々な法律・制度などが定められてきました。

近年では、民間活力を最大限活かし、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的として、『都市公園法』などが改正されています。

● 都市公園法

都市公園の設置と管理に関する基準などを定めることで、都市公園の健全な発達をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的として、昭和31年（1956年）に『都市公園法』が制定されました。

平成16年（2004年）の改正では、公園区域を立体的に設定することで公園下部の利用を促進する、立体都市公園制度が創設されました。平成23年（2011年）の改正では、公園施設の建蔽率制限の緩和が行われ、建築面積は「法で定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定める割合の範囲内」とされました。

さらに平成29年（2017年）の改正では、Park-PFI*制度が創設され、公園整備への民間参入の促進、および公園内に設置可能な施設（「社会福祉施設（保育所など）」）についての規制が緩和されました。

● グリーンインフラ* 推進戦略

令和元年（2019年）に策定された『グリーンインフラ推進戦略』では、自然災害の激甚化や人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用の推進を図ることを目的としています。

● 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針

平成27年（2015年）に国連で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』（『2030アジェンダ』）は、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成され、その中に持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられました。

日本ではSDGs実施のための指針として『持続可能な開発目標（SDGs）実施指針』が策定され、「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」や「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」などといった統合的に取り組むべき8つの優先課題と具体的施策が示されています。

令和元年（2019年）の改定では、併せてSDGs推進のための具体的対策法を取りまとめた『SDGsアクションプラン2020』が決定されました。

- **指定管理者制度*（地方自治法改正）**

平成 15 年（2003 年）の地方自治法改正により、指定管理者制度が創設され、公園施設管理への民間事業者の参入が可能となりました。

- **PFI*法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）**

イギリスで生まれた行財政改革手法である PFI（Private Finance Initiative）手法を、日本でも活用するため、平成 11 年（1999 年）に『PFI 法』が制定され、都市公園事業による支援や民間事業者への融資などが可能となりました。

- **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）**

平成 18 年（2006 年）に制定された『バリアフリー新法』では、高齢者や障害者などが移動や公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるため、公共交通機関・施設および広場・通路などのバリアフリー*化を一体的に推進することを定めており、公園についてもその対象となっています。

（2）東京都の動向

- **都市計画公園・緑地の整備方針（都・区・市町合同策定）**

平成 18 年（2006 年）に策定された『都市計画公園・緑地の整備方針』によって、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取り組みの方針が明確化されました。平成 23 年（2011 年）の改定では、首都東京の防災機能の強化や、「まちづくりと公園・緑地の整備を両立する新たな仕組み」などが追加されました。

令和元年（2019 年）に『「未来の東京」戦略ビジョン』が策定されたことや、令和 2 年（2020 年）に自然災害の頻発などを踏まえ、都や関係区市町が一体となって都市計画公園・緑地等の事業化などに集中的に取り組むための改定が行われ、『緑確保の総合的な方針』など、緑やオープンスペースの保全・創出に係る他の施策と一体となって、水と緑溢れる東京の実現と災害に強い都市の構築を目指しています。

- **緑確保の総合的な方針（都・区・市町村合同策定）**

減少傾向にある民有地の緑の保全やあらゆる都市空間への緑化推進などを計画的に推進していくことを主な目的として、平成 22 年（2010 年）に都と区市町村（島しょを除く）合同で策定された『緑確保の総合的な方針』では、10 年間の計画期間内に確保する緑などを明らかにするほか、緑確保の取組などを更に進めるための新たな施策が提示されています。

令和 2 年（2020 年）の改定では、今後 10 年間に確保することが望ましい緑を明確化するとともに、まちづくりで創出する緑や先導的に取り組む緑施策が提示されました。

- **東京が新たに進めるみどりの取組**

今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、『東京が新たに進めるみどりの取組』が令和元年（2019年）にまとめられました。『都市づくりのランドデザイン』で掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標に、東京が目指すみどりの姿とともに、「①拠点・骨格となるみどりを形成する」、「②将来にわたり農地を引き継ぐ」、「③みどりの量的な底上げ・質の向上を図る」、「④特色あるみどりが身近にある」の4つの方針を掲げています。

（3）他自治体の動向

- **東京都港区 港にぎわい公園づくり基本方針**

港区では、年齢層に関係なく幅広い人々が利用できる「にぎわいのある公園」を目指し、区民との協働によるこれまでにない魅力ある公園づくりを進めるため、公園の整備や利用に関する基本的な考え方と、中長期的に取り組むべき施策を明らかにした『港にぎわい公園づくり基本方針』を平成18年（2006年）に策定しました。その後、社会状況の変化や東日本大震災、公園の管理や利用の大きな変化などにあわせて、平成28年（2016年）に改定を行いました。

- **東京都足立区 あだち公園☆いきいきプラン**

足立区では、公園をつくることに加え、すでにある公園の管理運営と改修の視点を大切にし、総合的に公園をより楽しく、魅力的にする取組みを進めていくため、平成23年（2011年）に『あだち公園☆いきいきプラン』を策定しました。区民と一緒に“地域の庭”をつくることを基本理念とし、3つの基本目標を掲げています。

さらに、『あだち公園☆いきいきプラン』で掲げる基本目標・基本方針を推進するため、平成30年（2018年）に『足立区パークイノベーション推進計画』を策定しています。

※「あだち公園☆いきいきプラン」および「足立区パークイノベーション推進計画」は、「第三次足立区緑の基本計画」（令和2年12月改定）に統合されました。

3 構想の位置づけ

本構想は、『北区基本計画2020』及び『北区都市計画マスタープラン2020』などの上位計画や、公園と関係の深い『北区緑の基本計画2020』など、関連する計画と整合を図るものとします。

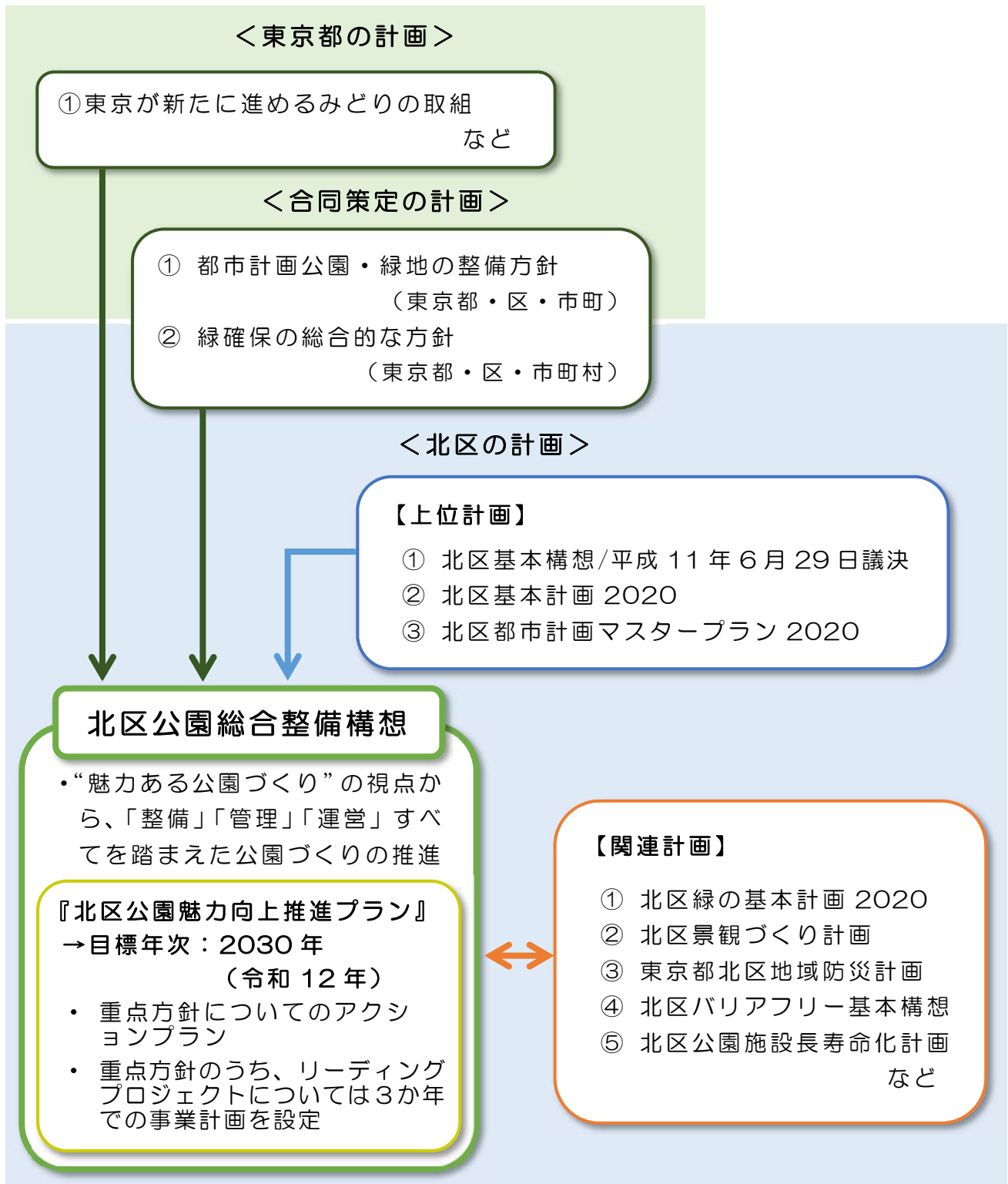


図-1：構想の位置づけ

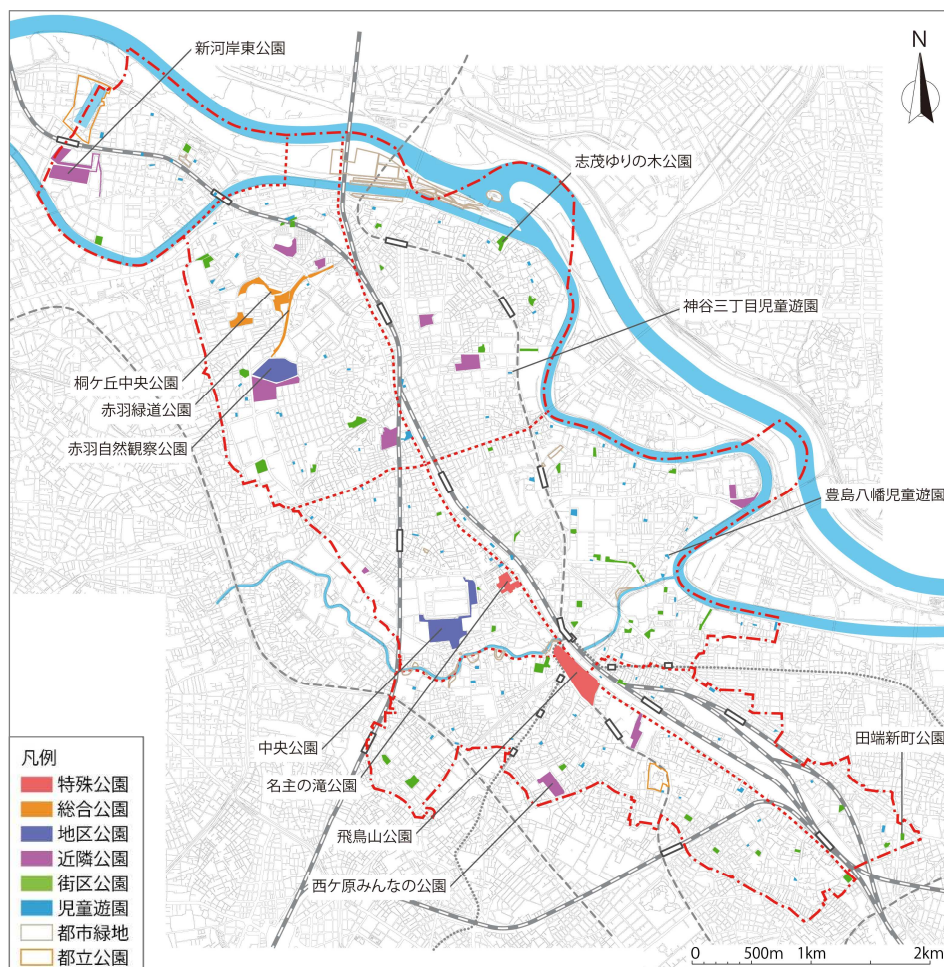
4 構想の対象

本構想の対象は、『都市公園法』、『東京都北区立公園条例』および『東京都北区立児童遊園条例』による、166の区立公園および児童遊園とします。

公園種別		対象数 [※]	例	
都市公園	都市基幹公園*	特殊公園 (風致/歴史)	2	飛鳥山公園、名主の滝公園
		総合公園	2	桐ヶ丘中央公園、赤羽緑道公園(一部は近隣公園)
		運動公園	—	—
	住区基幹公園*	地区公園	2	中央公園、赤羽自然観察公園
		近隣公園	13	新河岸東公園、西ヶ原みんなの公園 など
		街区公園	49	田端新町公園、志茂ゆりの木公園 など
児童遊園		98	神谷三丁目児童遊園、豊島八幡児童遊園 など	
合計		166		

※令和2年(2020年)4月時点(整備予定のある公園・児童遊園含む。)

表-1: 対象公園数



※令和2年(2020年)4月時点

図-2: 北区の主な公園の位置図

5 構想の期間

公園の整備・管理・運営は、長期的な視点をもって推進していくことが必要であることから、基本理念や基本目標については、本構想の長期的な考え方として継承していきます。ただし、今後の社会情勢の変化に起因して変化する公園の役割・機能や、上位関連計画の改定に柔軟に対応していくため、各方針や施策については10年ごとに見直しを行うこととします。

また、本構想の実現性をより高めるため、重点方針については、それぞれの施策についての取組み内容や実施時期などを設定した『北区公園魅力向上推進プラン』（以下『推進プラン』という。）を作成します。

『推進プラン』では、それぞれの施策の評価指標における短期（～3年）、中期（～7年）、長期（～10年）の目標を設定し、期間ごとに達成度の確認を行うこととします。また、構想の見直しや改定に合わせて『推進プラン』の見直しを行うこととします。

さらに、施策のなかでも特に優先的に推進すべき施策を「**リーディングプロジェクト**」として位置づけ、3か年での事業計画を設定します。リーディングプロジェクトは、3年ごとに進捗状況の評価を行い、見直しを図ることとします。目標達成後は、引き続き推進していくとともに、重点方針の別の施策をリーディングプロジェクトとして位置づけ、推進していきます。

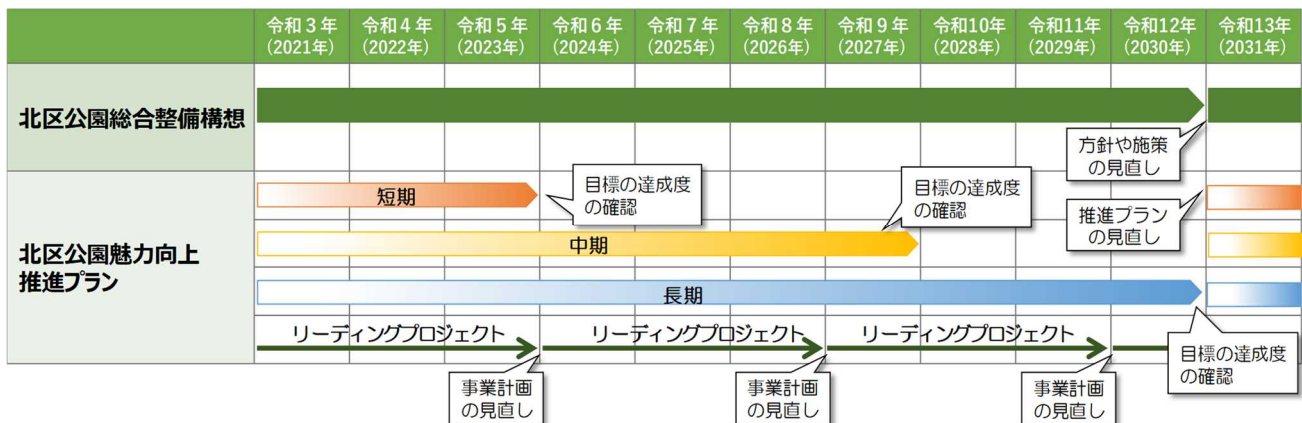


図 - 3 : 構想の期間

第 2 章
北区の現況



第2章 北区の現況

1 上位・関連計画の整理

本構想の策定にあたって整合・連携を図る必要がある上位計画・関連計画では、公園に関する以下の事項が記載されています。

(1) 上位計画

① 北区基本構想／平成11年(1999年)6月29日議決

- 公園、緑地などを整備し、良好な住環境の形成を図ります。
- 美しいまち並みやみどりにあふれた公園、水辺などの公共空間の整備を推進します。
- 区民とともに、地域の特性などに配慮した利用しやすく親しまれる、季節感あふれる公園づくりを推進します。
- 公園や水辺空間を、レクリエーション機能を有し、自然環境を生み出す身近な快適空間として整備します。

② 北区基本計画 2020

- 公園の規模に応じた役割の整理を行い、コンセプトや季節感ある公園など、個性ある公園づくりを進めて魅力を向上させます。
- 公園の整備・改修にあたっては民間活力の導入について検討するほか、公園施設などの適切な配置を進めることで効率的な維持管理を推進し、清潔感・快適性を向上させます。

③ 北区都市計画マスタープラン 2020

- 区立公園全体の整備及び管理などの指針となる北区公園総合整備構想を策定し、指定管理者制度や Park-PFI などの民間活力の導入を視野に入れた魅力ある公園づくりを推進します。
- 既存の公園・緑地の保全を図るとともに、未整備となっている都市計画公園・緑地の整備を進め、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- 工場跡地や国公有地跡地などの土地利用転換にあわせて、地域特性を踏まえた公園や児童遊園などの整備を進め、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- 大規模な新設公園・緑地については、都市計画に定め、機能・役割に応じた整備を図ります。
- 公園が不足する地域においては、引き続き公園の整備を図ります。
- 老朽化や時代の変化に対応した公園の再整備・改修を進め、快適なみどり空間の形成を図ります。
- 老朽化した公園施設については、北区公園施設長寿命化計画に基づき、補修改善や更新を進め、安全な公園・緑地の形成を図ります。

(2) 関連計画

① 北区緑の基本計画 2020

- 公園のあるべき姿を定め、公園施設の適正配置化や管理水準の向上、個性ある公園整備などの施策をとりまとめます。
- 一人当たりの公園面積について、長期目標 5.0 m²/人を掲げ、令和 11 年（2029 年）には 2.5 m²/人を目標とします。
- 区外からも人を呼べる観光拠点となる魅力ある公園づくり、区民との協働による身近な公園づくりを推進します。
- 新設公園はバリアフリーに配慮かつユニバーサルデザイン*を取り入れ、インクルーシブな公園*としての部分的な整備を検討します。
- 避難場所*やいっとき集合場所*に指定または利用される公園の防災機能を向上させます。
- 河川や湧水などの水辺環境のある公園・緑地の整備では、多様な生物が集まる親水空間を創出します。
- 公園施設の老朽化対策として、近接する圏域における公園などについて公園施設の適正配置を検討します。
- 比較的大きな公園のうちアクセスの良い公園については、個性を高めるような事業展開を推進します。
- 公園の魅力向上、施設整備・更新を促進するため、民間活力の導入を検討します。

② 北区景観づくり計画

- 低地部分を中心としたみどりの充実や崖線*を意識した連続性のある緑地帯を保全します。
- 公園の景観づくりへの配慮事項：地域の特性にあわせたみどりの整備、既存樹林の保全、公園と調和したデザインの施設配備、公園緑地を補完する広場やポケットパークを整備します。
- 7か所の公園緑地を「景観重要公園*」に指定します。

③ 東京都北区地域防災計画

- 赤羽台団地建替事業、桐ヶ丘団地再生・計画建築事業などで公園緑地整備の積極的な推進を行います。
- 公園、未利用地、水路などを活用した防災ネットワーク*の形成を図ります。
- オープンスペースの不足する地域を中心に防災に配慮した公園整備を推進します。

④ 北区バリアフリー基本構想

- バリアフリー化すべき生活関連施設及び生活関連経路における 6 つの特定事業のうち、「都市公園特定事業」に 1ha 以上の都市公園・緑地、いっとき集合場所を位置づけ、バリアフリー化を推進します。

⑤ 北区公園施設長寿命化計画

- 財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメント*を導入し、公園施設の計画的な長寿命化対策を図ることで、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコスト*の削減を実現します。
- 計画期間は令和元年度（2019 年度）～令和 10 年度（2028 年度）の 10 箇年とし、計画全体の長寿命化対策の実施効果として、10 年間でのライフサイクルコスト削減を見込みます。

2 北区の地域特性

北区は、交通の利便性や暮らしに密着した商店街などの“活動的な暮らし”と、4つの河川と南北崖線を中心とした水辺空間や緑地などの自然環境、地域に根付いた文化・風習など、“うるおいとやすらぎのある暮らし”のバランスの良さが、まちの大きな魅力となっています。

そのような北区の地域特性について、以下に整理します。

(1) 地形と自然

- ・ 武蔵野台地の東端部に連なる崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられます。
- ・ 台地部は大規模団地や公園、学校などが多く存在し、住宅を主体とした市街地が形成されています。低地部は荒川の沖積低地で、工場も多く存在し、住工混在の市街地が形成されています。
- ・ 荒川、隅田川、石神井川、新河岸川の4つの河川に恵まれ、豊かな水辺空間を形成しています。
- ・ 「東京都北区洪水ハザードマップ」において低地部における洪水浸水想定区域*が指定されています。
- ・ 「北区土砂災害ハザードマップ」において崖線における土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されています。
- ・ 『北区基本計画 2020』の地域別整備計画では、地理的条件や社会的慣行を踏まえ、北区全体を下記の3地域7地区に区分しています。



図 - 4 : 北区の地形と地区区分

(2) 土地利用

- 北区全域の土地利用割合は、住宅用地が30%以上を占めており、公園系の土地利用は約8%となっています。[※]
- 地域に密着した商店街が多く存在し、地域と商店街が連携したイベントや祭りなども開催されています。
- JRの駅数が都内最多の11駅あり、区内のほぼ全域が駅まで徒歩圏内となっています。また、都心や埼玉方面へのアクセスも良く、交通利便性の高い地域となっています。
- 木造住宅密集地域が複数存在し、現在耐震化・不燃化の促進が図られています。

(3) 文化・芸術・観光

- 花見や紅葉など、江戸時代から親しまれてきた行楽地が数多くみられます。
- 多くの文士・芸術家が住み「田端文士芸術家村」と呼ばれた地域や、無形民俗文化財に指定されている北区特有の伝統行事や風習など、地域に根付いた文化が多く存在しています。また、渋沢栄一や芥川龍之介などのゆかりの地としても知られています。
- 国立スポーツ科学センター、味の素ナショナルトレーニングセンター^{*}、ナショナルトレーニングセンター・イーストなどのハイパフォーマンスセンターや、東京都障害者総合スポーツセンターなど、様々なスポーツに関心を持ちやすい環境が整っています。



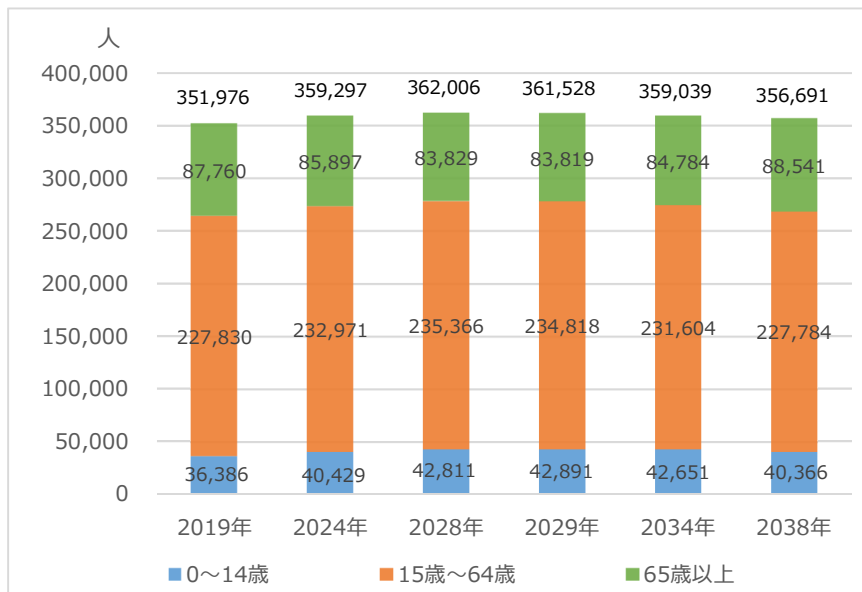
ナショナルトレーニングセンター・イースト



田端文士村記念館

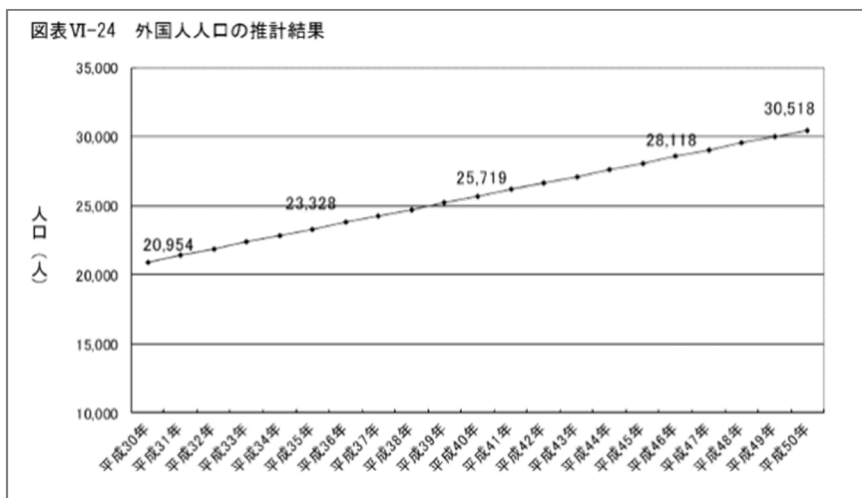
(4) 人口動向

- 北区の総人口は、平成 12 年（2000 年）から令和 10 年（2028 年）まで増加傾向にあります。令和 11 年（2029 年）以降に減少傾向に転じる見込みとなっています。
- 人口構成は、総人口の増減に伴い令和 10 年（2028 年）までは年少・生産年齢人口が増加しますが、令和 11 年（2029 年）以降は高齢者人口が増加傾向となり、将来的には少子高齢化が進行すると予測されています。
- 一方、北区の外国人人口は年々増加しており、令和 10 年（2028 年）以降も増加傾向が続くと予想されています。そのため、北区の総人口における外国人人口の割合は、年々高くなると見込まれています。



出典：北区人口推計調査報告書（平成 30 年（2018 年）3 月）を元に作成

図－5：北区の人口推計



出典：北区人口推計調査報告書（平成 30 年（2018 年）3 月）

図－6：北区の外国人人口の推計

(5) 区民から見た北区の公園

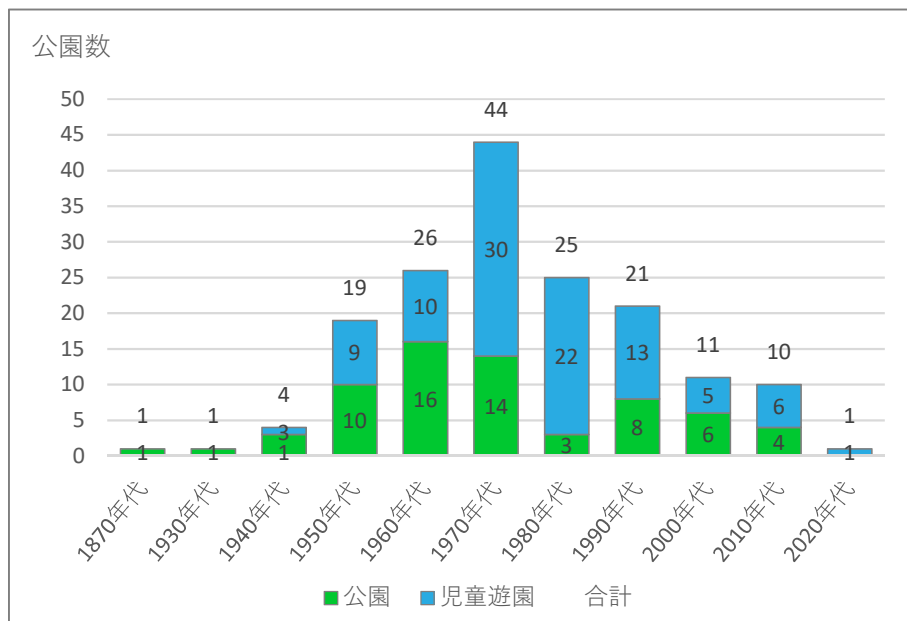
- 平成30年度(2018年度)に実施した「北区都市計画マスタープラン2020 区民意向調査」では、「北区のまちの魅力やシンボルとして、区外の人におすすめしたい風景や環境・イベントなど」で「自然豊かな大規模公園」が1位となり、中でも飛鳥山公園をあげる回答者が多い結果となりました。
- 平成30年度(2018年度)に実施した「北区民意識・意向調査」では、「居住地域が将来どのようなまちに発展していくことを期待するか」という質問に対し、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」をあげる回答者が多く、特に30歳代に多い結果となりました。
- 令和元年度(2019年度)に実施した「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」では、「自然や緑をより豊かにするために区が優先すべき取り組み」として、「公園などオープンスペースの整備・充実」をあげる回答者が多く、中でも30歳代に多い結果となりました。

3 公園の現況

(1) 公園整備の現況 整備

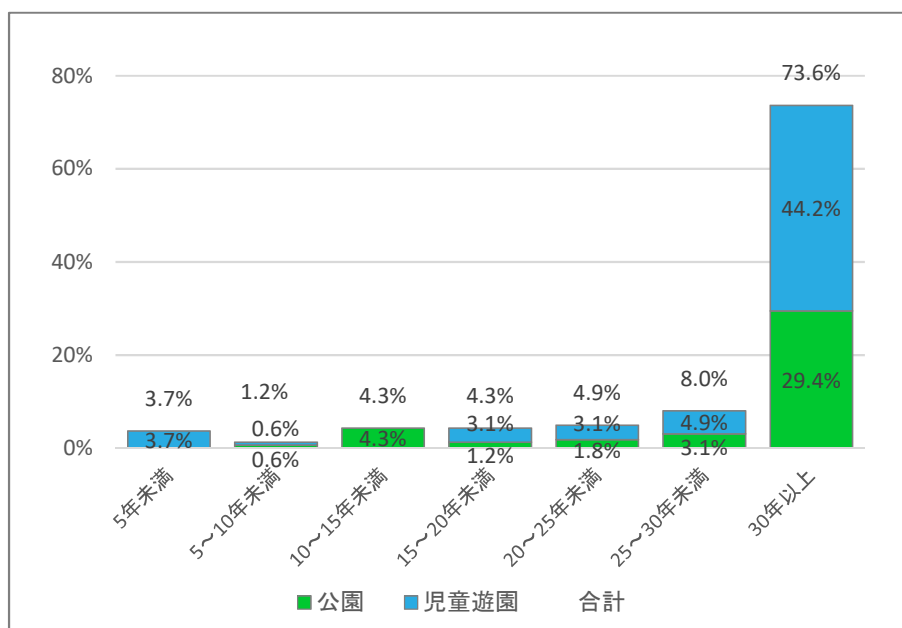
① 公園整備の推移

北区は、戦後の人口増加に対応するように、公園や児童遊園が開設されていきました。そのため、設置されてから30年以上の公園が7割を超えています。



出典：北区行政資料集（令和元年（2019年）9月）をもとに作成

図－7：北区の公園開設年代



出典：北区行政資料集（令和元年（2019年）9月）をもとに作成

図－8：北区の公園設置経過年数

② 公園面積

北区の公園面積は 2019 年時点で 83.6ha となっており、1 人あたりの公園面積は 2.3 m²/人となっています。

『北区緑の基本計画 2020』では、公園面積を令和 6 年（2024 年）に 87.0ha、令和 11 年（2029 年）には 90.5ha に、1 人あたりの公園面積を令和 6 年（2024 年）に 2.4 m²/人、令和 11 年（2029 年）には 2.5 m²/人まで引き上げること为目标としています。

前計画値 (2009 年)	現況値 (2019 年)	中間年次 (2024 年)	目標年次 (2029 年)	長期目標
2.2 m ² /人	2.3 m ² /人	2.4 m ² /人	2.5 m ² /人	5.0 m ² /人
72.8 ha	83.6ha	87.0ha	90.5ha	180.7ha

※下段：公園面積（市街化区域内の公園などの総面積）
 ※長期目標の公園などの総面積は、目標年次の推定人口を用いて算出

出典：北区緑の基本計画 2020

表 - 2 : 1 人あたりの公園などの面積の目標

<都市公園法における一人あたりの公園面積>

都市公園法施行令では、市街地の住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、5 m²として設定されています。

③ 公園配置

街区公園の誘致圏*を250mとし、この誘致圏外の地点を公園の不足エリアとすると、街区公園のみでは不足エリアが多く存在します。一方、児童遊園が街区公園を補完するものと捉えれば、不足エリアは少なくなります。このように、公園の充足・不足の考え方は、公園種別ごとの役割によって変わってきます。

また、『都市計画マスタープラン2020』では、大規模な公園・緑地が不足する地区として、王子東地区・滝野川西地区・滝野川東地区内の3カ所あげられています。



図 - 9 : 街区公園の配置



図 - 10 : 街区公園・児童遊園の配置

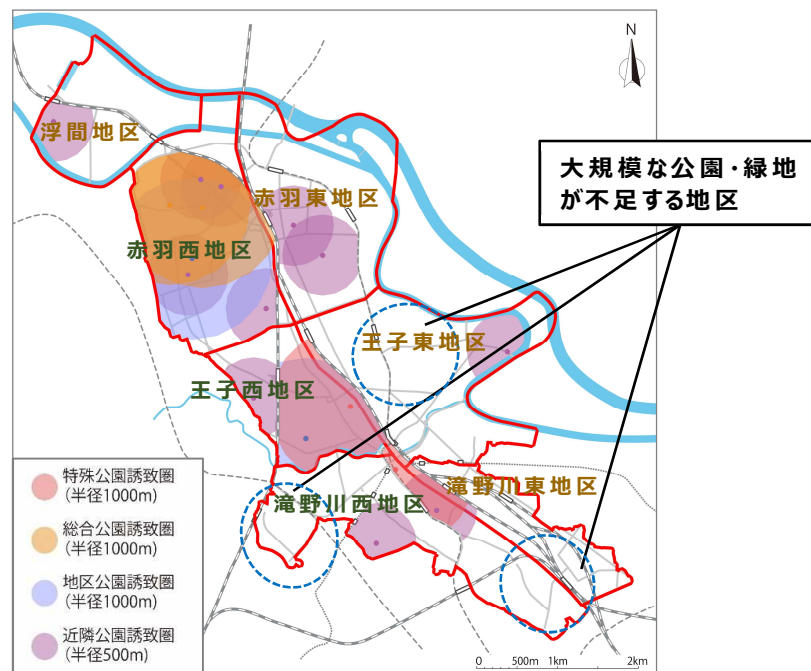


図 - 11 : 近隣以上の公園の配置

④ 公園施設の配置

北区では、柔らかいボール以外を使うときは、ボール遊びのできる広場を利用することとなっています。また、夏の間、公園内に水施設がある公園は、水遊びができる公園として開放しています。現在北区には、ボール遊びのできる広場が28か所、運動施設のある公園が5か所、水遊びのできる公園が11か所あり、数的には充実していますが、配置に偏りがあります。

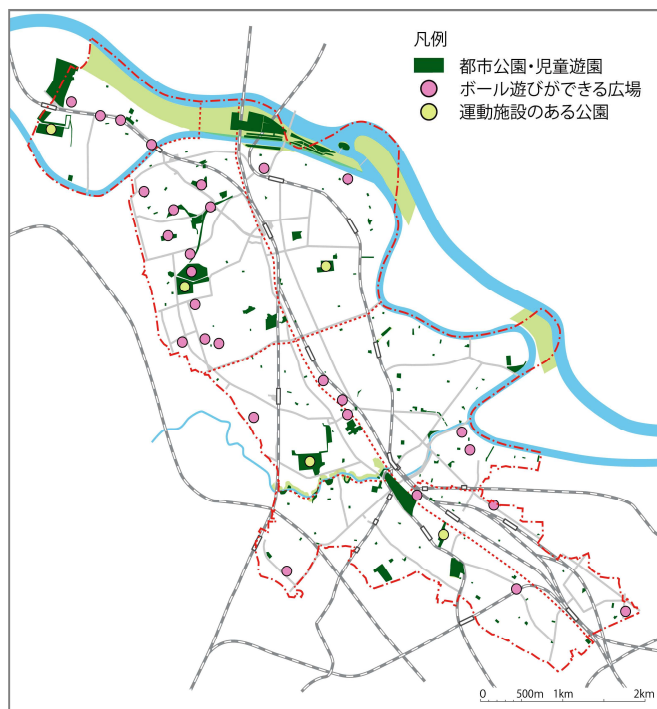


図 - 12 : ボール遊びができる広場や運動施設のある公園

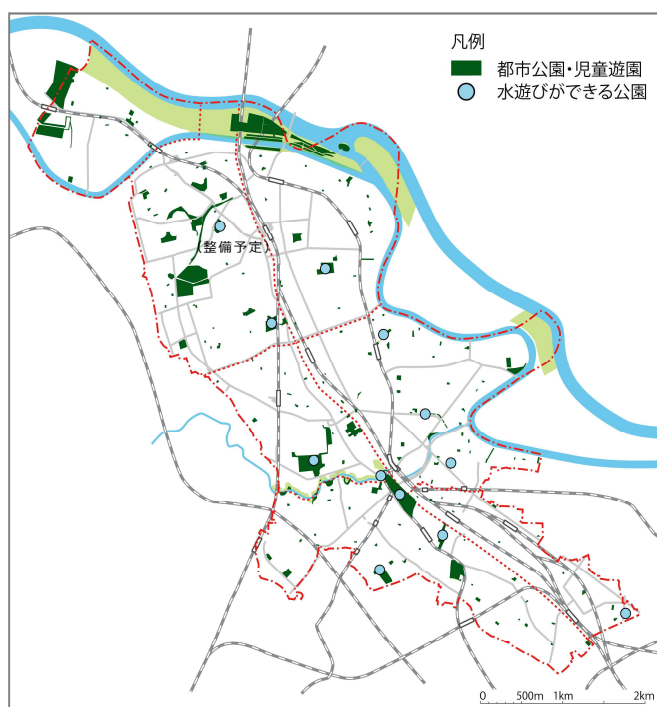


図 - 13 : 水遊びができる公園

⑤ 歴史・文化資源と公園

北区は歴史・文化資源や伝統行事が多く、公園内や近接して歴史・文化資源が存在しています。



出典：北区歴史文化財マップ（平成27年（2015年）4月）をもとに作成

図-14：北区の歴史・文化資源と公園

<主な伝統行事>

「王子田楽（無形民俗文化財）」、「熊野神社の白酒祭（無形民俗文化財）」、「稲付の餅搗唄（無形民俗文化財）」、「十条富士神社大祭（お富士さん）」、「マンガリ（万垢離）」 など

<そのほかの歴史文化に関する動き>

「東京北区渋沢栄一プロジェクト」の始動、「（仮称）芥川龍之介記念館」開設の検討 など

⑥ 交通基盤と公園

近隣公園以上の規模の公園のほとんどが、鉄道駅・都電停留場からの距離が 1,000m（徒歩 15 分程度）以内に立地しており、中でも、鉄道駅・都電停留場から歩いて行きやすい半径 500m（徒歩 7 分程度）以内の、特にアクセス性の良い公園が6か所あります。



図 - 15 : 鉄道駅・都電停留場と公園

<公園の種類>

特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園。
総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1カ所当たり面積10~50haを標準として配置。
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1カ所当たり面積4haを標準として配置。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1カ所当たり面積2haを標準として配置。
街区公園	街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1カ所当たり面積0.25haを標準として配置。
児童遊園	児童の健康増進や情操を豊かにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設。

(2) 公園管理の現況 管理

① 公園施設の管理状況

公園施設の管理については、平成 26 年度（2014 年度）に策定された『北区公園施設長寿命化計画』に基づき、点検、補修、更新を行っています。

平成 26 年度（2014 年度）以前は、事後保全型管理を主としていましたが、予防保全型管理を導入することで、公園施設の効率的な安全確保、機能保全を推進しています。

一方、児童遊園の施設管理については、部分改修を行った児童遊園もあるものの、老朽化が全体的に進行しています。

また、平成 29 年度（2017 年度）に実施した公園利用アンケートの結果においても、「施設（トイレ、遊具など）の新しさ」について評価が低くなっており、特にトイレの汚れについての意見が目立つ結果となりました。



公園施設（トイレ）の更新およびバリアフリー化を行った事例（王子五丁目児童遊園）

② 公園の管理体制

北区の公園では、適正な管理を維持するため、以下の管理体制をとっています。

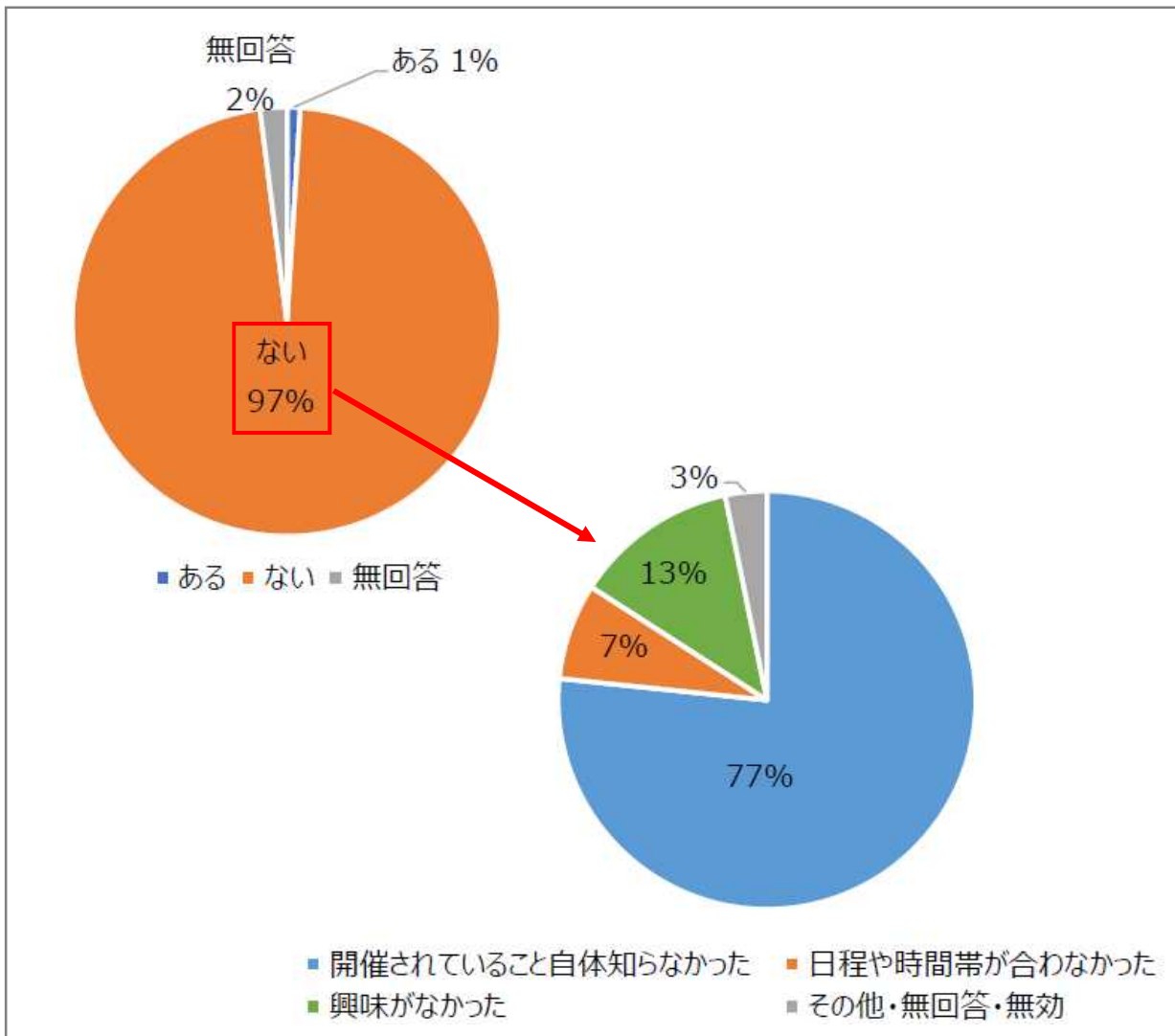
- 公園管理事務所では、適宜公園の巡回・現場調査を行っています。また、必要に応じて、“安全安心パトロール隊”による巡回・現場調査も行っています。
- 樹木管理や遊具点検などは、専門業者へ委託・管理を行っています。
- 特定公園（じゃぶじゃぶ池・噴水などがある比較的広い公園）については、公園の巡視、植栽管理、流れなど水施設の清掃・点検、芝生の管理などを造園業者に委託し、管理を行っています。

なお、令和 4 年度（2022 年度）からは、民間事業者がもつノウハウやアイデアなどを活用して公園の管理運営上の課題改善や公園の魅力向上を図るため、公園管理における指定管理者制度の導入を進めていく予定です。

③ 公園整備における地域住民参加

北区では、より区民に活用される公園とするため、新たな公園整備や公園の再生整備の際には地域住民を交えて意見交換などを行うワークショップ*や意見交換会を実施していますが、「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」では、97%が参加したことがないとの回答がありました。その理由としては、「開催されていること自体知らなかった」が77%と、回答者の3/4を超えています。

また、ワークショップでの検討は公園設計に関する内容が主となっており、開園後の管理や運営について地域住民と意見交換を行う場が不足しています。

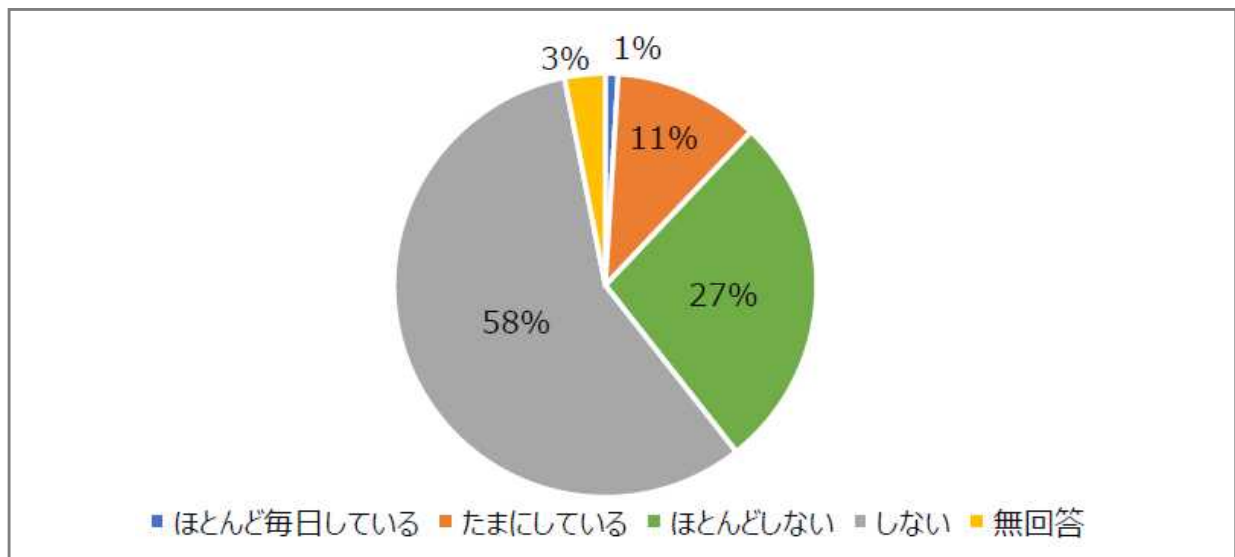


※「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」(令和元年(2019年))より

図-16: 公園整備や公園の再生整備のためのワークショップや意見交換会参加の有無と不参加の理由

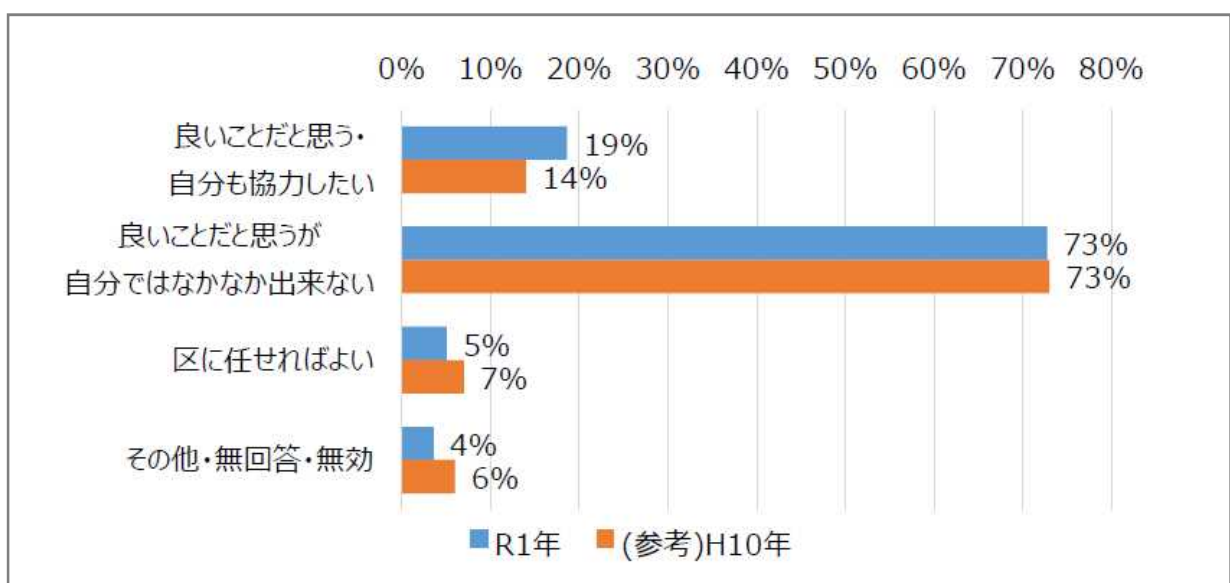
「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」では、公園や街路樹の緑に対しての清掃などの自主的な活動について、「しない」「ほとんどしない」の回答が8割以上を占め、「ほとんど毎日している」「たまにしている」のは1割程度となっています。同様に、地域の方が公園や街路樹の清掃や草取り、花の植え替えを行うことについて、「良いことだと思うが自分ではなかなか出来ない」と回答した人が73%と、個人で自主的に活動を行うことが難しいことが伺えます。

一方で、同様のアンケートを実施した平成10年度（1998年度）に比べて、「良いことだと思う・自分も協力したい」と回答する人が増え、「区に任せればよい」と回答する人が減少していることから、公園や緑地の管理への、地域住民参加の意識が高まっていることが分かりました。



※「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」（令和元年（2019年））より

図-17：公園や街路樹の清掃などの自主的な活動の有無



※「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」（令和元年（2019年））より

図-18：地域住民が公園や街路樹の清掃や草取り、花の植え替えなどを行うことについて

(3) 公園運営の現況 **運営**

① 公園の占用状況

北区では、お祭りや学校行事などの催し物や撮影などで、区立公園を一時的に占用することが可能となっています。平成29年度（2017年度）は年間220件の占用申請があり、町会・自治会や保育園・幼稚園・児童館など地域の行事から、映画や雑誌などの撮影まで、様々な目的で利用されています。

また、公園はお祭りなどの地域イベントの会場となることも多く、区民の交流の場となっています。

開催月	行事名	会場となる公園
2月	北マルシェ	飛鳥山公園
3月	北区さくら SA-KASO 祭り 元気で輪っしょい！桜ウォーク	飛鳥山公園 赤羽スポーツの森公園
4月	北区さくら SA-KASO 祭り 赤羽馬鹿祭り 区民植木市 浮間さくら草祭り	飛鳥山公園 赤羽公園 飛鳥山公園 浮間公園
5月	赤羽馬鹿祭り 北マルシェ	赤羽公園 赤羽公園
7月	北マルシェ	飛鳥山公園
9月	ASUKAYAMA MUSIC FES OTONOTAKI 北マルシェ トップアスリート直伝サッカー 教室	飛鳥山公園 赤羽公園 赤羽スポーツの森公園
10月	区民まつり	赤羽公園、飛鳥山公園、滝野川公園
11月	北マルシェ	飛鳥山公園
12月	北区無形民俗文化財「稲付の餅 搗唄」	赤羽自然観察公園（ふるさと農家体験館）

表 - 3 : 公園を会場とした北区的主要な行事（令和元年度（2019年度））

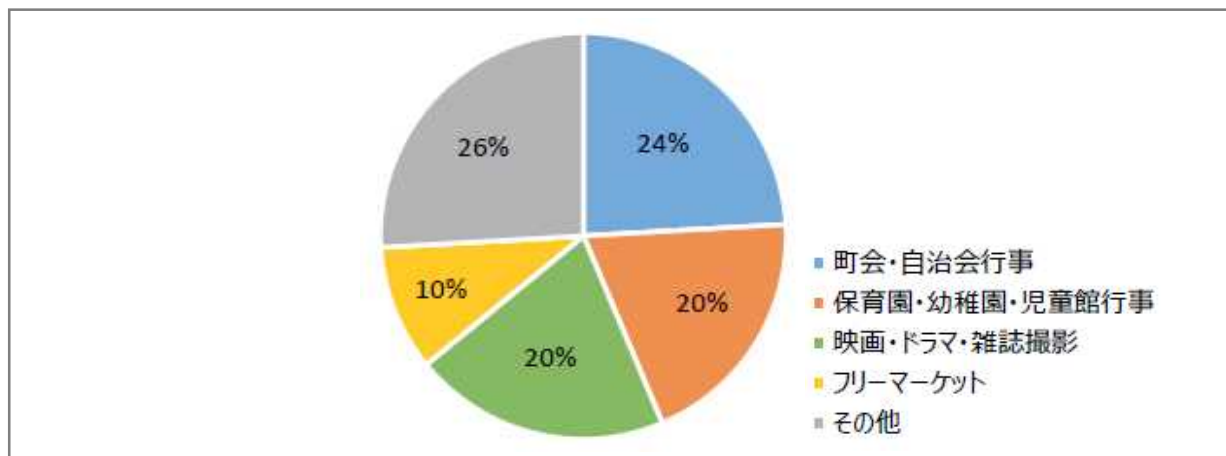


図 - 19 : 占用利用の内容（平成29年度（2017年度））

② 民間活力を活かした公園運営

北区では、民間活力を生かし、柔軟な発想で公園運営を行うため、平成30年度(2018年度)にマーケットサウンディング調査*を実施しました。民間活力導入の可能性が高い公園として、飛鳥山公園などがあげられ、同公園では Park-PFI 制度の導入を推進しています。

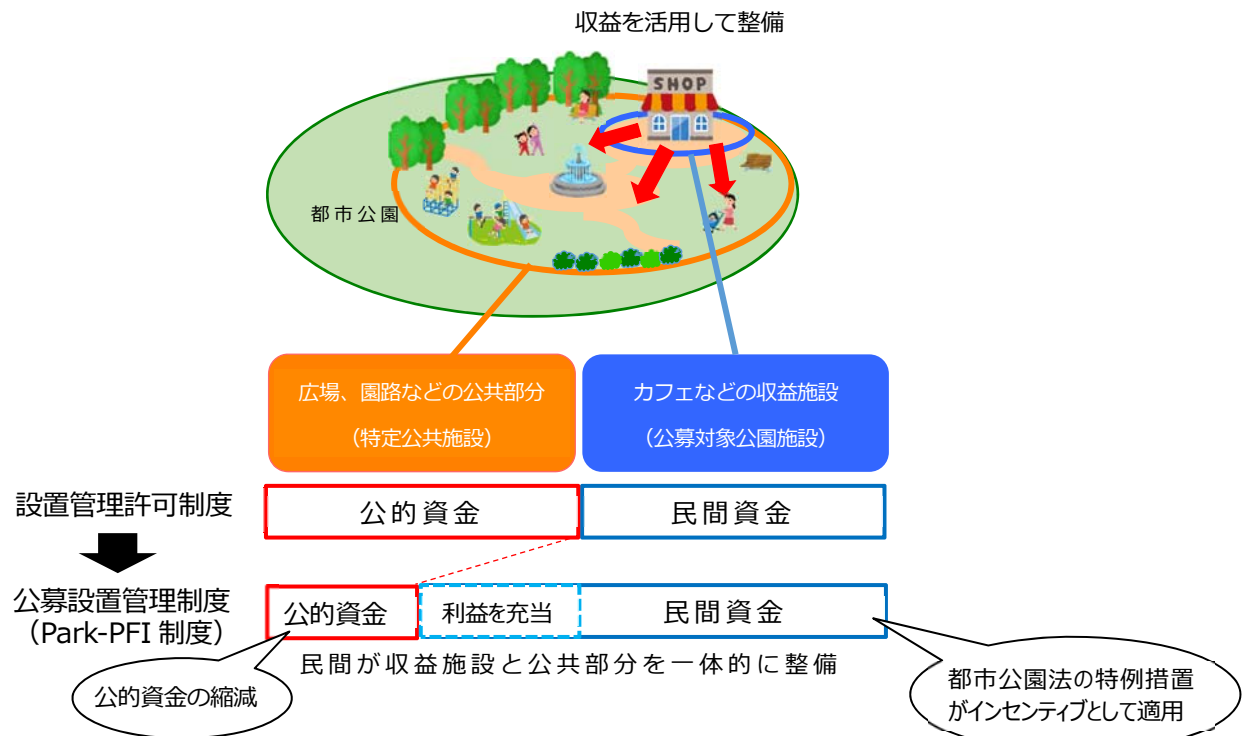


図 - 20 : Park-PFI のイメージ

コラム Park-PFI 制度と指定管理者制度

Park-PFI 制度とは、公募で選ばれた民間事業者が飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設を設置し、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う制度で、平成 29 年の都市公園法改正により新たに創設されました。

一方、指定管理者制度は、地方自治法に基づき、民間事業者の人的資源やノウハウを活用することで、サービスの向上、コストの縮減など、管理運営の効率化を図ることを目的とした制度です。一般的には施設整備を伴わず、公園全体の維持管理や運営を実施します。

③ 公園運営における地域住民参加

北区では、「花＊みどり」・やすらぎ戦略のひとつとして、道路・公園・駅前広場などの清掃や花壇・プランターの維持管理を区民と協働で実施しており、平成 17 年（2005 年）10 月に「北区美化ボランティア制度*」を開始しました。

公園で活動する美化ボランティアは、公園管理者と活動区域を決めて日常的な散乱ゴミの清掃や植栽の維持管理を行っています。区は、花苗や園芸・清掃用具の提供のほかボランティア保険加入、腕章の配布、活動表示板の設置などの支援を行っています。



美化ボランティアによる花壇管理

また、西ヶ原みんなの公園では、ビオトープ*内の管理や植生調査、休日にはビオトープを開放し、ビオトープの解説などを行っています。赤羽自然観察公園では、様々なボランティア団体が活動を行っており、定期的に、活動団体による運営会議を実施しています。



赤羽自然観察公園で活動する「ビオトープの会」、「赤羽自然観察公園ボランティアの会」

4 区民の公園利用に関する意見

アンケートから、区民の多くが公園の「施設（トイレ、遊具など）の新しさ」への不満が多く、公園の「清潔感、快適性」を重要視していること、また、遊具や緑、休憩施設の充実を求めていることがわかりました。

公園利用アンケート

<調査概要>

時期：平成29年（2017年）8月～10月

対象：「表-4：調査の対象」参照

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
公園	各公園にて調査員によるヒアリング	453	453	100.0%
保育園	配布回収	2,030	969	47.7%
小学校	配布回収	1,962	1,871	95.4%
地域振興室	配布回収	570	280	49.1%
図書館	配布回収	750	92	12.3%
高齢者食事会	配布回収	1,100	868	78.9%
合計		6,865	4,533	66.0%

表-4：調査の対象

<公園利用アンケート集計結果概要>

公園の利用頻度

公園を週に1回以上利用する人は、全体の半分以下となっています。なお、高齢者食事会からの回答では、「それ以下」が多くなっており、「自由回答」などの傾向から、体力的な理由で公園を利用しない人が多く見られます。

公園へ行く際の移動手段

「徒歩」と「自転車」の回答が多くなっています。特に、保育園の回答では、子どもや遊び道具・オムツ・飲料水・お着替えなどの荷物もあることから、「自転車」での利用が多くなっている傾向があります。

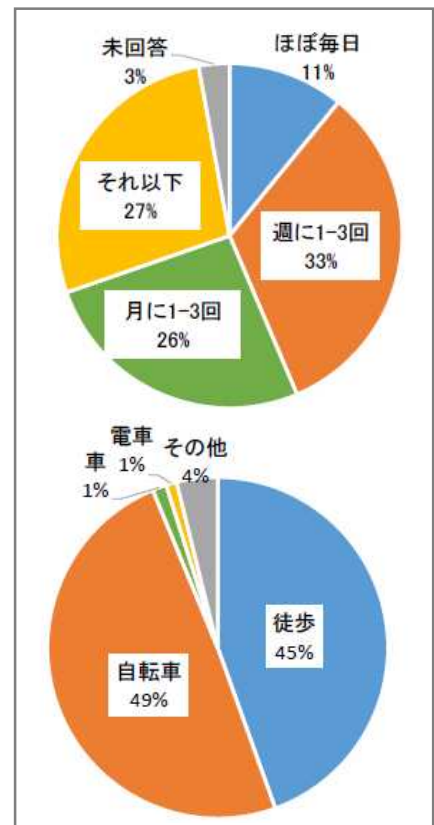


図-21：公園の利用頻度と移動手段

誰と行くことが多いか

「友人」が比較的多くなっています。また、公園利用者からの回答では、「その他」が多くみられました。

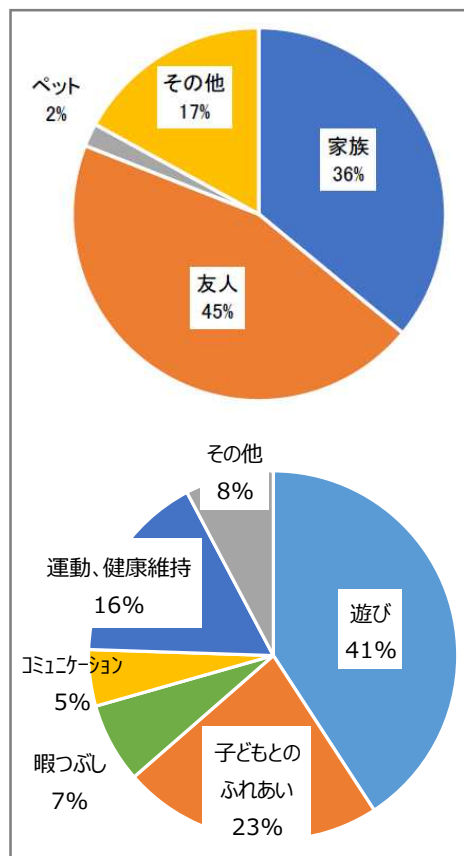


図 - 22 : 公園と一緒に行く人と目的

欲しい施設

回答者の属性により異なる傾向にあり、「遊具」は、保育園、小学校、地域振興室の回答が多く、具体的にはブランコ、(長い)滑り台などの設置型遊具の他に、ボールや縄跳びなどの遊具の貸し出しを求める意見があがりました。また、小学校の回答ではアスレチックを求める声が多く見られました。

「休憩施設」は、公園利用者、図書館、高齢者食事会の回答で多く見られました。

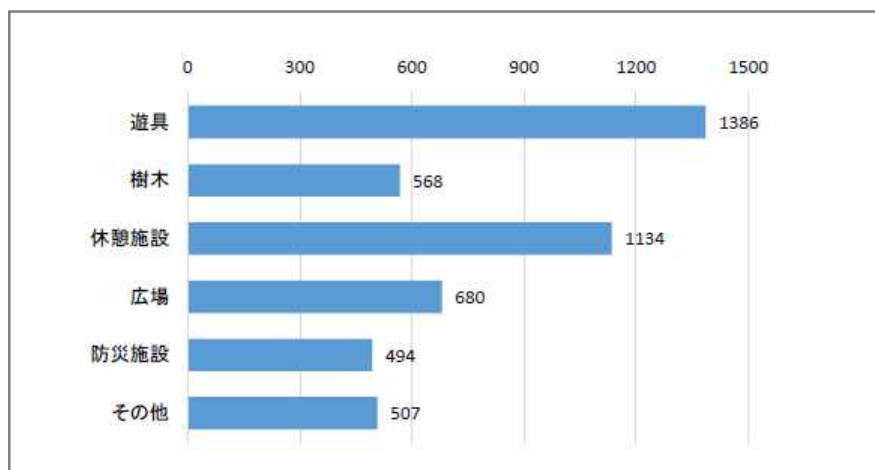


図 - 23 : 欲しい施設

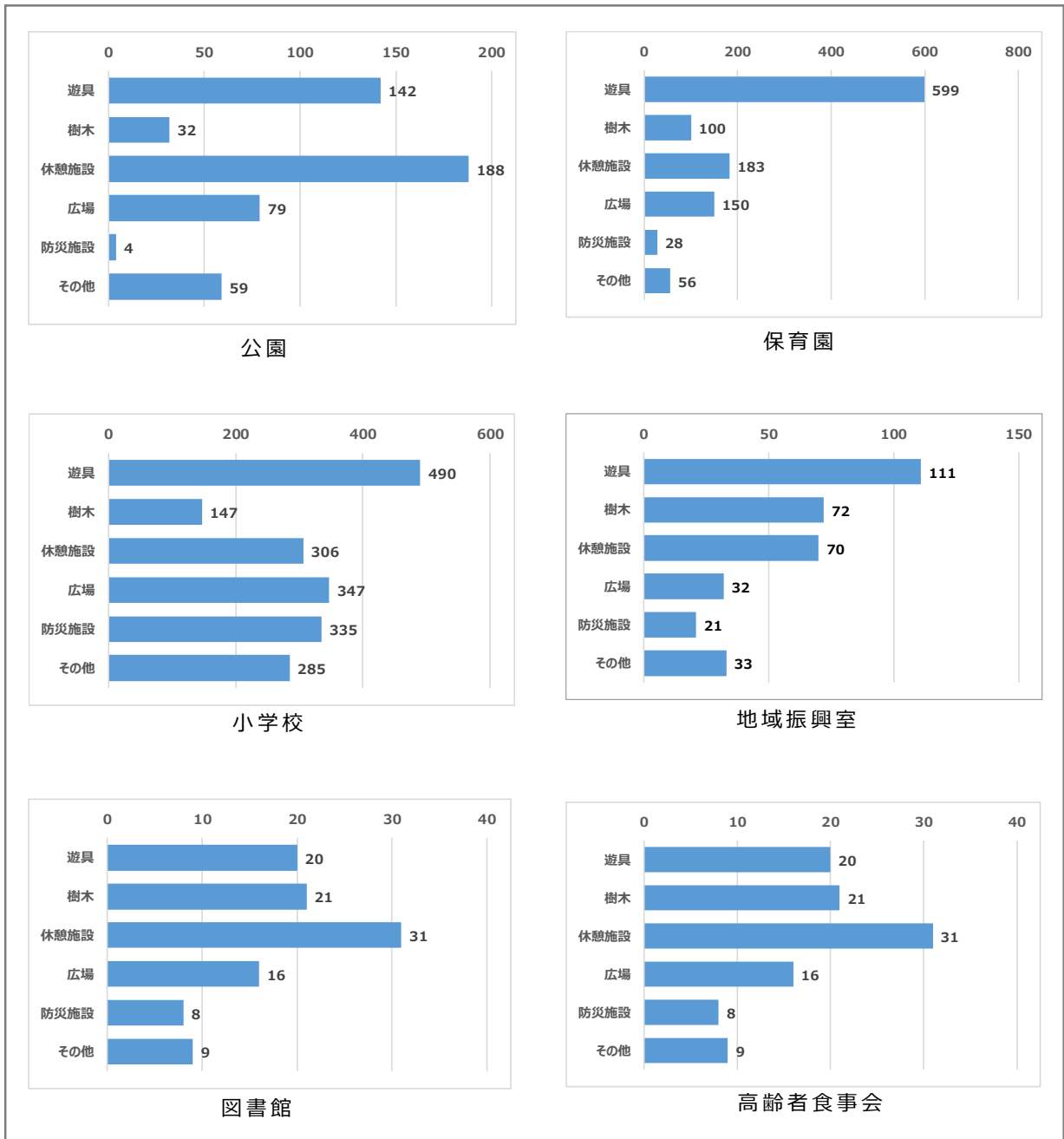
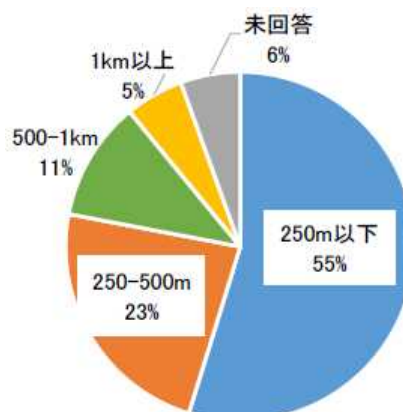


図-24：欲しい施設（回答の施設別）

最も頻繁に行く公園と自宅の距離

「250m以下」が多くなっています。なお、保育園、地域振興室、図書館、高齢者食事会の回答では、「250-500m」との回答も多く見られました。



最も利用する時間帯

回答者の属性により異なる傾向にあるものの、「午後(13:00-16:00)」の利用が多くなっています。

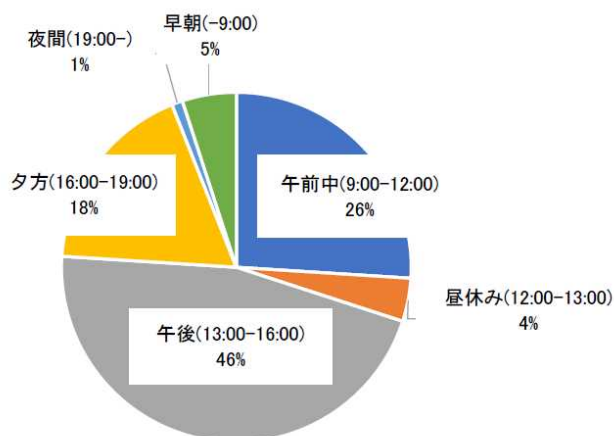
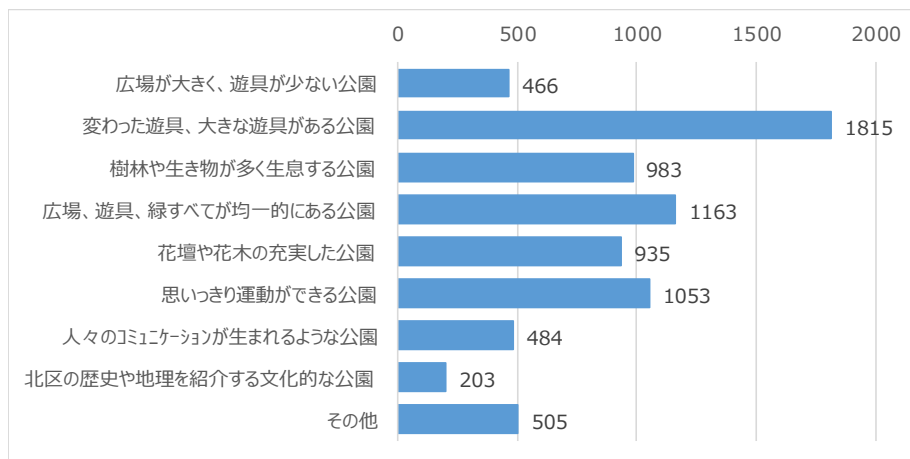


図 - 25 : 公園と自宅の距離と最も利用する時間帯

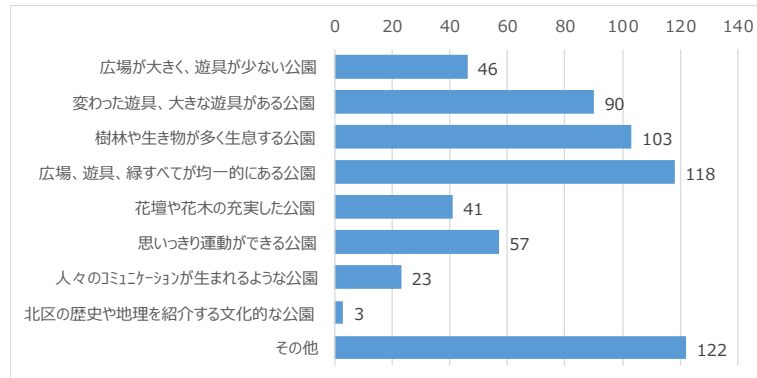
魅力的な公園

回答者の属性により異なる傾向にありました。「広場、遊具、緑」や「変わった遊具」は保育園、小学校、地域振興室、図書館での回答が多く、児童の遊び場としてのニーズが高いことが分かります。特に、小学校の「自由回答」では、アスレチックについての記載が多く見られ、冒険遊具への関心が高いことが分かります。

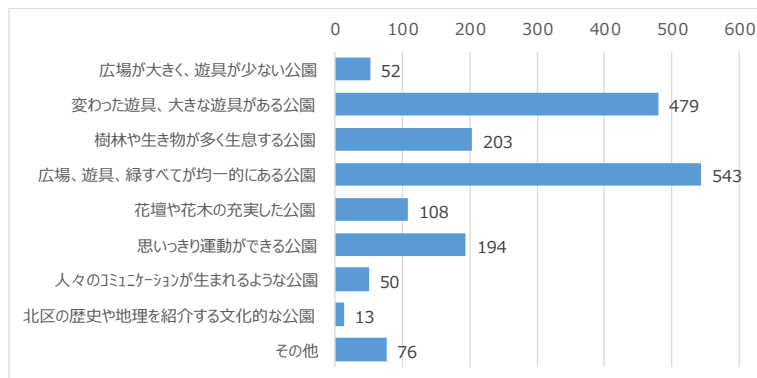
また、高齢者食事会、図書館などの回答で、「花壇や花木」、「樹林や生き物」に対する意見も見られており、公園に自然を感じられる場としての魅力を求めていることが分かります。



全体



公園



保育園

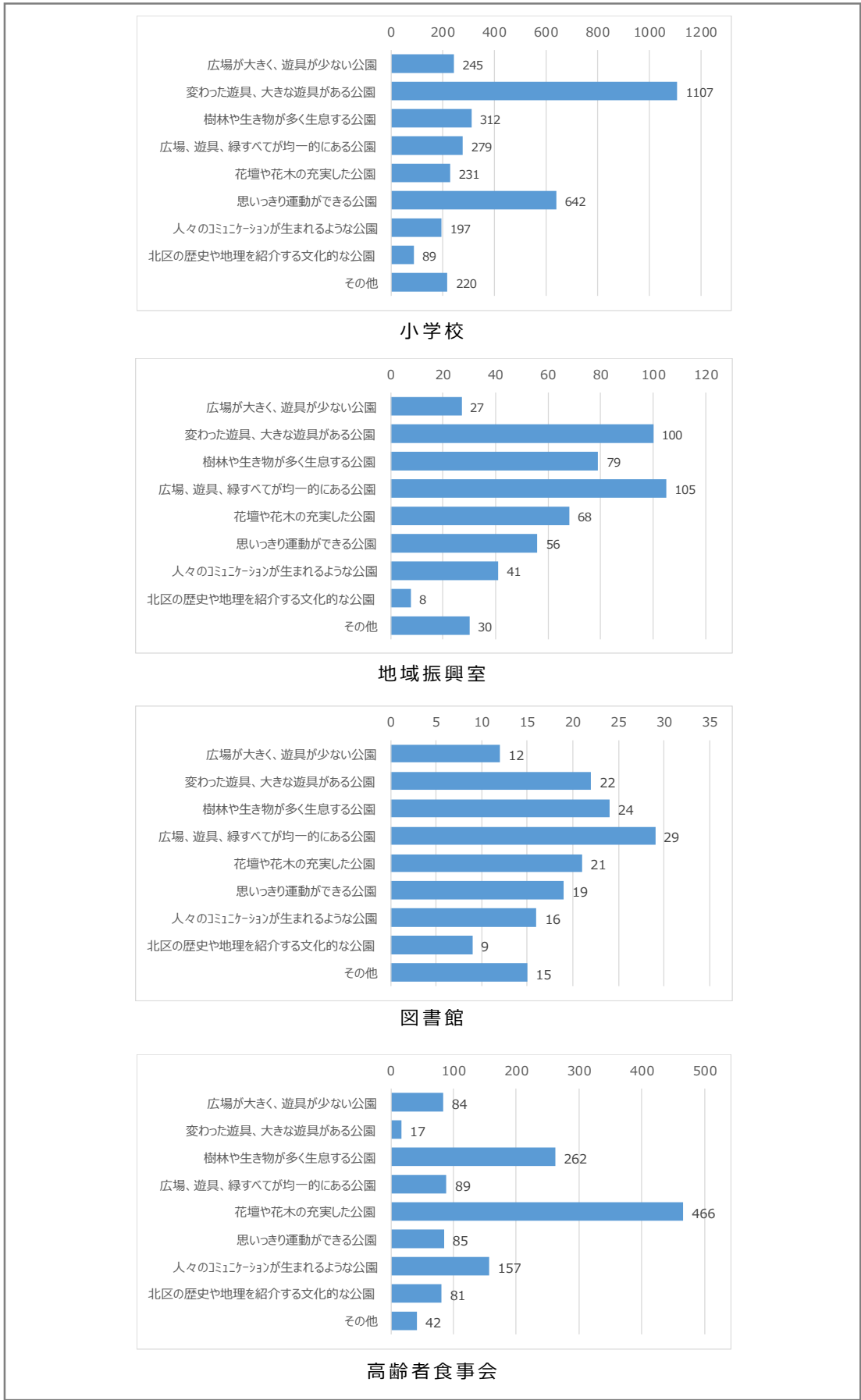


図 - 26 : 魅力的な公園 (全体・回答の施設別)

満足度

各施設の回答で「近さ、アクセス性」に関して、満足度が高くなっています。また、公園利用者からは、「清潔感、快適性」、「緑、樹木、草花など」、「治安の良さ、防犯性」に関する一定の満足度を得られています。

一方、多くの施設の回答から、「施設（トイレ、遊具など）の新しさ」と「ボール遊び」について評価が低いことが分かりました。さらに、高齢者食事会では、「ペットの散歩」について評価が低く、「自由回答」などでもドッグラン* についての要望があることから、ペットとの利用についてのニーズが高いことが分かります。

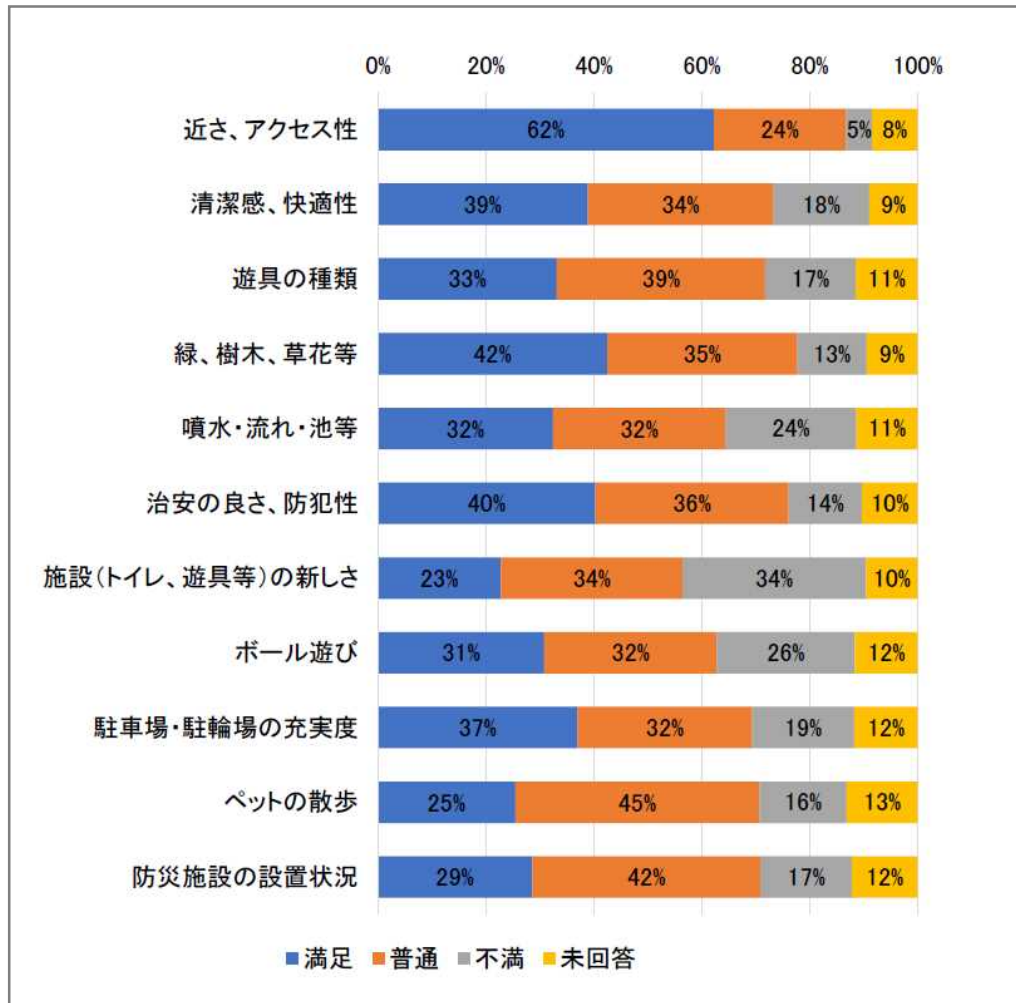


図-27：公園の満足度

重要視している事

「清潔感、快適性」についての回答が最も多くなっています。「自由回答」などにおいても、ゴミの散乱、トイレの汚れ、喫煙スペース、ペット（散歩・糞尿）への不満が多く見られました。同様に、「近さ、アクセス性」についての回答も多くなっています。

また、保育園などの回答を中心に、「遊具の種類」への意見が多く、「月齢にあった遊具が欲しい」などの具体的な意見も見られました。このことから、対象年齢を考慮した遊具選定の必要性が伺えます。

さらに、高齢者の回答では、「緑、樹木、草花など」についての回答も多く見られました。

■重要視していること

- 1位：清潔感、快適性
- 2位：近さ、アクセス性
- 3位：治安の良さ、防犯性
- 4位：遊具の種類
- 5位：防災施設の設置状況

自由意見

回答者の属性により異なる傾向にあるものの、安心・安全で快適に利用できる公園への意見が多く、代表的なものとして、施設管理では、「トイレや公園内の清掃」、「ベンチや遊具の更新」、小学生は、「アスレチックの要望」が高いことがうかがえます。

利用者や近隣住民に関する意見としては、「利用者マナーが悪い（猫へのエサやり、ペットの散歩、ゴミの散乱）」、「不審者」などがあげられています。

また、アスレチックやドッグランの整備、ボール遊びが出来る公園がほしいとの意見が多くあがりました。

- | | |
|-----------------|------------|
| ■施設管理に関する要望 | ・・・約 300 件 |
| ■アスレチックに関する要望 | ・・・約 150 件 |
| ■ドッグランの整備に関する要望 | ・・・約 50 件 |
| ■ボール遊びに関する要望 | ・・・約 100 件 |
| ■利用者や近隣住民に関する意見 | ・・・約 200 件 |

※アンケートの自由意見 約 1,500 件から抽出（複数意見含む）

地形・エリア別の意見と傾向

共通して、緑や花などの自然、遊具、広場、休憩施設などを求める声が多くあがりました。

台地は中高齢者の利用が多く、満足度も高い傾向にあります。低地は子育て世代の利用が多く、自然や変わった遊具への要望が多い傾向にあります。

	台地	低地
赤羽 エリア	中高齢者の利用が多く、地域コミュニティの場としての活用が求められている。	公園が少なく、公園施設として、遊具、広場、緑、花を求める声が多い。
王子 エリア	中高齢者の利用が多く、公園に対する満足度も比較的高いが、文化的な充実、休憩施設を求めている。	子育て世代から樹木、花、生きもの、自然を求める声が多い。休憩施設の要望も多い。
滝野川 エリア	子育て世代で、公園をよく利用している人が多く、遊具や緑を求める声が多い。	子育て世代が多く、子どもとのふれあいができる広場、遊具、緑、花を求める声が多い。

表 - 5 : 地形・エリア別の意見と傾向

世代別の意見と傾向

子どもは公園に変わった遊具や大きな遊具などを求めている一方、高齢者は花壇や花木などの自然を求める声が多い傾向にあります。

	公園の利用目的	魅力的な公園
子ども	遊び	変わった遊具、大きな遊具がある公園
子育て世代	子どもとのふれあい	広場、遊具、緑すべてが均一的にある公園
高齢者	運動、健康維持	花壇や花木の充実した公園

表 - 6 : 世代別の意見と傾向

5 公園の課題

前項までの北区の現況から、以下のような公園の課題があげられます。

(1) 公園整備における課題 整備

● 公園面積の増加

令和元年（2019年）時点の一人当たりの公園面積は 2.3 m²/人であり、『北区緑の基本計画 2020』で掲げる、令和 11 年（2029 年）の目標値より 0.2 m²/人不足しています。北区では、令和 10 年（2028 年）まで人口増加が予想されていることから、今後とも、公園面積を増やしていく必要があります。

また、北区の公園は、規模の大きい公園が少ない地区や、公園そのものが不足する地区があるなど、地区によって公園の配置に偏りがあります。全ての区民にとって公園が身近な存在となり、その機能を十分に受けられるよう、地区ごとにおける公園配置状況の偏りを解消する必要があります。

● 公園機能の適正配置化

北区にはボール遊びのできる広場や水遊び施設など、さまざまな機能をもった公園があります。しかし、機能によっては、配置に偏りがあり、特定の機能を利用しづらい地域も存在します。全ての区民が、様々な公園利用ができるよう、公園機能の偏りを解消する必要があります。

● 多様な利用に対応する公園づくり

公園利用アンケートによると、公園の利用目的は世代によって異なっていることが分かりました。また、北区では令和 11 年（2029 年）以降、少子高齢化がより進行するとされており、バリアフリーの重要性や健康遊具への需要が増していくことが予想されます。一方、北区の外国人人口は増加傾向が続き、総人口における外国人人口の割合は年々高くなると見込まれています。このような状況を踏まえ、区民がそれぞれのライフスタイルや価値観によって訪れる公園を選べるよう、それぞれの公園の持つ役割（公園タイプ）を明確化し、その役割に沿った公園整備を進めていく必要があります。

- **防災および減災に寄与する公園づくり**

『東京都北区地域防災計画（平成30年度（2018年度））』では、都市の防災機能を高めるためには、公園・未利用地・水路など様々な空間を利用して防災ネットワークを形成する必要があるとされています。公園に持たせるべき防災・減災機能は、木造住宅密集地域ではオープンスペースが重要な役割を果たすなど地域の特徴により異なります。そのため、地域の特徴にあわせた防災・減災に寄与する公園整備を、防災まちづくり事業と連携し、進めていく必要があります。

- **地球環境の保全に寄与する公園づくり**

公園は野生生物の生息地（ハビタット）*として貴重な役割を果たしています。さらに、公園内の緑を保全することは、気候変動を緩和することにもつながります。こうした公園の機能を活かしていくため、生物多様性に配慮した植栽や緑化の推進を行う必要があります。

(2) 公園管理における課題 **管理**

● **公園施設の清潔感・快適性の向上**

公園利用アンケートによると、公園利用者は公園の清潔感・快適性を重要視しており、特にトイレの汚れについて不満を持つ人が多くいることがわかりました。公園を区民にとってより訪れたい場とするためには、公園施設の清潔感や快適性を向上させる維持管理手法を検討する必要があります。

● **公園利用者の安心・安全の確保**

北区では、設置から30年以上経過している公園が7割を超えています。計画的に再生整備や公園施設の補修・更新を行っているものの、特に児童遊園については、公園施設の老朽化が進んでいるものもあります。公園施設の老朽化に起因する事故の発生を防ぎ、公園利用者が安心・安全に利用できる公園づくりを実現していくため、施設の老朽化対策を進める必要があります。

(3) 公園運営における課題 **運営**

● 地域住民を交えた公園づくり

新たな公園整備や公園の再生整備の際には、地域住民を交えた意見交換などを行うワークショップなどを実施してきましたが、公園設計に関する内容が主となっており、公園の利用ルールやマナーなどについて地域住民と意見交換を行う場が不足していました。多くの区民が気持ちよく公園を利用するには、開園後の公園運営においても地域住民参加を促進し、地域特性に応じた公園の利用ルールの設定や、マナーへの意識向上を図る必要があります。

● 公園管理における地域住民参加の推進

「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」によると、以前に比べ、公園管理における地域住民参加の意識が区民の中で高まっています。しかし、実際に活動に参加できている区民は1割程度となっています。そのため、町会・自治会など地域の方々などと連携し、区民が活動に取組みやすい仕組みや環境を整えることで、公園管理における地域住民参加の拡大を図る必要があります。

● 人を呼び込む魅力ある公園づくり

北区は公園敷地内や周辺に歴史・文化資源が豊富に存在しており、アクセス性の良い公園が複数存在しています。多くの人に利用される公園とするためには、これらのポテンシャルを踏まえ、民間活力導入を含めた、人を呼び込む施策の展開が必要です。

なお、今後地域の資源や特徴をふまえて公園づくりや民間活力導入を進めていくにあたっては、個性を活かし、それぞれの公園の差別化を図るため、公園整備の目指す姿（コンセプト）を検討する必要があります。

